

資料編

- 諮問書.....12・13
- 熊本市部活動改革検討委員会委員一覧.....14
- 検討委員会における議論の経緯.....15・16
- 熊本市部活動改革検討委員会運営要綱.....17・18



教改発000171号
令和4年(2022年)12月28日

熊本市部活動改革検討委員会 委員長 様

熊本市教育長 遠藤 洋路



市立学校における部活動の今後のあり方について(諮問)

市立学校の部活動において、子どもの多様な体験の機会を確保するとともに、持続可能な運営を図るための今後のあり方について、貴委員会のご意見を賜りたく、ここに諮問します。

1 諮問事項

市立学校の部活動において、持続可能な運営主体のあり方や地域社会との役割分担、指導者確保等のために必要な事項について

2 諮問理由

部活動の改革について、文部科学省では、中央教育審議会答申及び国会での審議を踏まえ、令和2年(2020年)9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を公表し、休日部活動の段階的な地域移行等を推進する方針を示しました。

また、令和4年(2022年)10月には「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(案)」を公表し、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に関する方向性を示しました。

本市においても、少子化が進行していく中で、子どもたちが多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくりや教職員の働き方改革の推進が急務となっています。

そこで、市立学校の部活動において、子どもの多様な体験の機会を確保するとともに、持続可能な運営を図るための今後のあり方について、貴委員会の意見を求めるものです。

3 報告を希望する時期

令和6年（2024年）3月頃（中間報告：令和5年（2023年）7月頃）

熊本市部活動改革検討委員会委員一覧

| 区分 | | 氏名 | 所属団体・役職等 |
|----|---------------------|--------|---------------------------------|
| 1 | 学識経験者 | ◎坂下 玲子 | 熊本大学大学院教育学研究科教授 |
| 2 | 弁護士 | 吉田 賢一 | 吉田法律事務所長 一般財団法人熊本市文化スポーツ財団理事 |
| 3 | 市立中学校 体育連盟代表者 | 金森 勲 | 熊本市立城西中学校長（～R5. 3. 31） |
| | | 田中 省三 | 熊本市立西山中学校長（R5. 4. 1～） |
| 4 | 市立中学校 文化部活動関係代表者 | 平木 美和 | 熊本市立芳野中学校長（～R5. 3. 31） |
| | | 千田 庸介 | 熊本市立河内中学校長（R5. 4. 1～） |
| 5 | 関係団体代表者 | 富田 眞 | 熊本市スポーツ協会理事 |
| 6 | 関係団体代表者 | ○中川 保敬 | 特定非営利活動法人ひとづくりJAPANネットワーク理事長 |
| 7 | 関係団体代表者 | 西島 徹郎 | 龍田地域なかよしスポーツクラブ会長 |
| 8 | 関係団体代表者 | 大賀 恵美 | E・LANDスポーツクラブ代表取締役社長 |
| 9 | 関係団体代表者 | 平江 純一 | 富合町文化協会副会長 |
| 10 | 関係団体代表者 | 藤川 いずみ | くまもと邦楽会館代表 |
| 11 | 関係団体代表者 | 首藤 崇 | 一般社団法人ロアッソ熊本スポーツクラブ理事 |
| 12 | 関係団体代表者 | 竹下 文則 | 学校法人文徳学園文徳高等学校・文徳中学校長 |
| 13 | 関係団体代表者 | 坂本 浩 | 熊本商工会議所専務理事 |
| 14 | 保護者代表者 | 清田 晃子 | 熊本市PTA協議会常任理事 |
| 15 | 公募委員 | 稲田 奈保美 | 公募委員 |
| 16 | 公募委員 | 月足 美幸 | 公募委員 |

【委員の任期】 令和4年（2022年）11月24日～令和6年（2024年）3月31日

◎：委員長、○：副委員長

検討委員会における議論の経緯

| | 開催日時 | 検討内容 |
|-----|----------|--|
| 第1回 | R4.12.28 | <ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱及び諮問 ・検討委員会の趣旨説明及び今後の進め方 ・熊本市の部活動の現状について説明 |
| 第2回 | R5.1.31 | <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン意見交換会等 信州大学教育学部 齊藤忠彦 教授 ・協議 <ul style="list-style-type: none"> (1)部活動アンケートの結果について (2)部活動のこれまでの変遷等について |
| 第3回 | R5.2.28 | <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン意見交換会等 スポーツ庁地域スポーツ課 田口 雅紀 課長補佐 ・協議 <ul style="list-style-type: none"> (1)前回までの検討委員会における意見への対応及び今後の検討の方向性について (2)小学校部活動における地域移行の検証について |
| 第4回 | R5.3.28 | <ul style="list-style-type: none"> ・報告 : 教師等が地域クラブ活動等に従事する場合の兼職兼業について ・協議 <ul style="list-style-type: none"> (1)熊本市における今後のスポーツ・文化活動について (2)前回までの検討委員会における意見等を踏まえた今後の学校部活動の姿について |
| 第5回 | R5.5.30 | <ul style="list-style-type: none"> ・協議 : 今後の学校部活動の在り方について <ul style="list-style-type: none"> (1)前回までの検討委員会における確認事項 (2)前回までの議論を踏まえた基本方針 (3)教職員の参加の在り方について (4)人材バンクの設置について (5)新たな合同部活動について (6)部活動数について (7)教師等への適正な対価の試算について |

| | 開催日時 | 検討内容 |
|------|----------|---|
| 第6回 | R5.7.25 | <ul style="list-style-type: none"> ・報告 : 中学校総合体育大会等について ・協議 : 今後の学校部活動の在り方について (課題、取組等について、文化、スポーツに分かれてグループ協議) 【協議の視点】 (1)基本方針 (2)教職員の参加の在り方 (3)人材バンク (4)新たな合同部活動 (5)部活動数 (6)指導者への適正な対価及び受益者負担 (7)その他 |
| 第7回 | R5.10.11 | <ul style="list-style-type: none"> ・報告 <ul style="list-style-type: none"> (1)教育委員による広聴事業について (2)教育に関する意見交換会について ・協議 : 中間報告(案)について |
| 第8回 | R5.10.11 | <ul style="list-style-type: none"> ・中間報告 (案)の最終確認後に教育長への手交 ・協議 <ul style="list-style-type: none"> (1)指導費に係る受益者負担の在り方について (2)コーディネーター等について (3)学校ペアリングについて (4)選択できる部活動について |
| 第9回 | R6.1.10 | <ul style="list-style-type: none"> ・協議 <ul style="list-style-type: none"> (1)今後の学校部活動の在り方について (2)答申(案)について |
| 第10回 | R6.2.20 | <ul style="list-style-type: none"> ・協議 <ul style="list-style-type: none"> 答申(案)について |

熊本市部活動改革検討委員会運営要綱

熊本市部活動改革検討委員会運営要綱

制定 令和4年9月30日教育長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市部活動改革検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 市立学校の部活動について、子どもの多様な体験の機会を確保するとともに、持続可能な運営を図るために必要な事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が委員会において行うことを必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、20名以内の委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) 市立中学校体育連盟代表者
- (4) 市立中学校文化部活動関係代表者
- (5) 関係団体代表者
- (6) 保護者代表者
- (7) 公募委員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条に掲げる情報に該当する情報について審議を行うとき、又は委員の発議により出席委員の3分の2以

上の多数で公開が不相当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部学校改革推進課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月30日から施行する。